

視 座

宮城県医師会と宮城県警察医会の 今後の関わり，そして警察医業務

宮城県医師会理事

日 野 宏

2011年3月11日の東日本大震災からまもなく丸3年が経過します。

宮城県では，宮城県警察医会の医師が，また郡市医師会より協力要請を受けた医師が，9,500人余りのご遺体を検視したのです。

震災前より日本医師会と日本警察医会の間でその連携について話し合いが行われてはいましたが，この大震災以降「検視」をする医師の必要性が求められ，さらに連携の強化を図ることとなりました。

2010年末に日本医師会より，「警察活動に関連する医療業務に携わる医師の実態調査」について各都道府県医師会にアンケート調査が行われ，2011年2月に集計が出されました。「監察医」，「警察医会」もしくは「警察協力医会」はほとんどの県で存在していることが判りました。「組織はない」と回答したのは3県だけでした。

日本警察医会は平成7年に発足し，現在では30余りの都道府県が加入しています。

宮城県警察医会は数年前まで，警察医会が県警本部と組織的に繋がっており，県医師会からは「中立」の立場をとっておりました。しかし大震災以降，県医師会や郡市医師会との連携・協力の必要性を強く感じ，今年4月以降には宮城県警とともに宮城県医師会との話し合いの場をもうける予定となっており，「連携・協力」の方向で進んでいけるよう調整をはかっています。今後は，県医師会と警察医会が協力して円滑な業務の遂行と，警察医の欠員補充等ができるように期待するものであります。

ここで宮城県警察医会を紹介します。県内23の警察署と県警察学校に28名の医師が，また東北大学法医学教室および鑑識業務の担当歯科医師などで構成されています。石巻市や栗原市では数名の警察協力医がいて，警察医が何らかの理由で不在の時などに，警察医の業務を代行していただいております。警察医および警察協力医は概ね開業医から選定され，地元警察署とともに業務にあたっています。

警察医は3つの大きな業務があります。①警察署職員の健康管理，②留置人の健康管理，③異常死体の検案です。①と②は産業医的な業務ですが，警察医の最も重要な業務は③の死体検案業務です。死体

検案は、「変死体」として警察署に届け出がなされると、直ちに警察官が現場に急行し、その後現場か警察署あるいは「DOA」として搬入された病院などで死因不明として「検視」が行われます。その際に、検視に立ち会い、体表所見及び状況、病歴等から死因、死亡時刻を推定し、「死体検案書」を作成するのが警察医の仕事であります。死因不明にて解剖を必要とするご遺体にあつては、当該警察署長あるいは臨場する県警の検視官との相談の上、東北大学法医学教室にお願いしております。宮城県における昨年（平成25年）の検視件数は2,710件で、その内381件が司法および行政解剖されました。その数は年々増加しています。



検視は必要に応じて随時行われますので、警察医は24時間応召の義務が生じます。昼間の診察時間帯に、夜一杯飲んでいる時も、深夜に寝ている時も呼び出しがかかります。ここいら辺が一般の先生方にお引き受けいただけない理由かとは思いますが、最近は警察署員や県警の検視官が前もって検視をしてきていて、警察医の立ち会い時間を短くしたり、要点（心臓血や髄液の採取等）のみの所見を採っていただくなど、警察医の負担ができるだけ軽くなるように便宜が図られています。私の担当署（築館警察署）にもお二人の警察協力医にご登録いただいておりますので、私が県医師会の理事会や委員会に出席している時や、講演会や研修会に出席している時、医師会の飲み会や個人的な旅行の時などの時に、業務の代行をしていただいております。

「検視業務なんて、何をしたらよいのか？」とお考えの先生方に、宮城県警察医会では年2回（春・秋）法医学研修会を行っております。研修会では、東北大学の舟山教授をはじめとする法医学教室のスタッフに基礎的・専門的な講義をしていただき、法医学の知識を深めて日常の業務に役立てています。ご興味のある先生はお近くの警察医の先生にご連絡下さい。研修会を無料で傍聴することができますし、その後の懇親会にもご参加下さい。

また数年前より厚生労働省の方針に基づき、国立保健医療科学院（埼玉県和光市）では「死体検案」業務の充実を図る為、日本法医学会の協力の下、毎年度10月の連休の2日間と2月初旬の日曜日の計3日間を利用し、死体検案研修会が開催されています。3日間に及ぶカリキュラムと大学医学部法医学教室における法医学解剖の見学実習を終了しますと、受講終了証書が授与されます。一般の先生方も受講できますので、ご興味のある先生は受講してみてもはいかがでしょうか。

それから最後に先生方にごお願いがございます。それは、「死体検案書」を作成するにあたり、先生方の医療機関におかかりになっている患者さんが検視になることがあります。その際に担当の先生が検視をしていただいて構いませんが、警察医に託する場合に死者の病状を医療機関に問い合わせることがあります。個人情報や理由に情報提供にに応じていただけない場合がございますが、その点はよろしくご協力をお願いいたします。